（別紙様式１）

年　　月　　日

証明書発行機関長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出活水産物証明書発行申請書

　「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」に基づき、下記の輸出活水産物について、関係書類を添えて申請します。

記

１．活水産物の詳細

　①　一般名及び学名

　②　生産地域

　③　生産分類

　　□養殖

　　　養殖場の名称

　　　住所

　　　登録番号

　　□天然

　　　漁獲地域

　　　漁船名及び漁船番号

　④　輸送方法、船名、フライト情報等

　⑤　コンテナ番号

　⑥　シール番号

　⑦　輸出者名及び住所

　⑧　輸入者名及び住所

　⑨　数量及び重量

　⑩　生産日

　⑪　輸出地

　⑫　輸入地

２．誓約事項

　当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと

（２）関税法（昭和２９年法律第６１号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること

（５）当該貨物は取扱要領別添２に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること

（６）日本国内の法令を遵守して生産等されたものであること

（７）中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること

①　当該産品は天然由来あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来であること

②　当該産品に対し、日本において食用水産物への使用が承認された薬品以外の薬品は使

用されていないこと

③　当該産品は日本の主管当局の監督の下検疫検査され、中国で規定されているいかなる有毒有害物質も検出されていないこと

④　当該産品は輸出検査時に伝染病に伴う目に見える病変がない及び／又は異常行動が見られないこと

⑤　当該産品は人の食用に適すること

（申請書の記載に関する注意事項）

１．記入は日本語、英語併記によること

２．「①一般名及び学名」において、「一般名」については商品名や当該水産物の内容が分かる一般的な名称を、「学名」については当該水産物の学名を記載すること

３．「⑤コンテナ番号」及び「⑥シール番号」については、航空便の場合、「⑤コンテナ番号」の欄に航空貨物運送状（AWB）番号を記載し、「⑥シール番号」の欄には＊＊＊と記載すること。

（別紙様式２）

年　　月　　日

証明書発行機関長　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出活水産物証明書発行申請書に係る届出書

　○月○日に申請した別添（別紙様式１の写し）の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及びシール番号が判明したので届け出ます。

記

１．コンテナ番号

２．シール番号

（別紙様式３）



**FISHERIES AGENCY**

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, GOVERNMENT OF JAPAN

1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907, Japan

HEALTH CERTIFICATE

For Live aquatic animal products for human consumption

intended for export from Japan to the People’s Republic of China

Reference No:

Country of dispatch（原産国）:　Japan

Central Competent Authority（中央主管当局）: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Local competent authority（地方主管当局）: Aomori Prefectural Government

Destination（目的地）:P.R.China

Ⅰ. Details identifying the products to be exported（輸出産品の詳細）

① Common name and scientific name（一般名及び学名）:

② Producing district（生産地域）:

③ Product classification（生産分類）

□Aquaculture（養殖）

Name, address and registration number of the farm（養殖場の名称、住所及び登録番号）:

□Wild catch（天然）

Capturing area（漁獲地域）:

Name of catch vessel and number（漁船名及び漁船番号）:

④ Methods of transportation; Name of vessel, flight, etc.（輸送方法、船名、フライト情報等）:

⑤ Container number（コンテナ番号）:

⑥ Seal number（シール番号）:

⑦ Name and address of shipper（輸出者名及び住所）:

⑧ Name and address of buyer（輸入者名及び住所）:

⑨ Quantity and weight（数量及び重量）:

⑩ Date of production（生産日）:

⑪ Place of dispatch（輸出地）:

⑫ Place of destination（輸入地）:

Ⅱ. This is to certify that（ここに証明する。）:

1. The products were originated from wild catch or the farm approved by competent authority of Japan.（当該産品は天然由来あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来である。）

2. Any drugs except for the approved drugs of aquatic animals for human consumption in Japan were not used for the products.（当該産品に対し、日本において食用水産物への使用が承認された薬品以外の薬品は使用されていない。）

3. The products were inspected and quarantined under the control of competent authority of Japan and not found any harmful substances and foreign substances regulated in the P. R. China.（当該産品は日本の主管当局の監督の下検疫検査され、中国で規定されているいかなる有毒有害物質も検出されていない。）

4. The products are free from visible lesions and/or abnormal behavior associated with infectious diseases at export inspection.（当該産品は輸出検査時に伝染病に伴う目に見える病変がない及び／又は異常行動が見られない。）

5. The products are fit for human consumption.（当該産品は人の食用に適する。）

Place of Issue（証明書発行部局）: Fisheries Promotion Division, Fisheries Bureau, Department of

Agriculture, Forestry, and Fisheries

Date of Issue（証明書発行日）:

Signature of certifying official（署名者のサイン）:

Official Stamp（公印）

証明書に関する注意事項

１．記入は英語によること

２．「地方主管当局」については、証明書の申請先となる都道府県名を記載すること（証明書の申請先が水産庁である場合には、水揚げされた都道府県名を記載すること）

３．「①一般名及び学名」において、「一般名」については商品名や当該水産物の内容が分かる一般的な名称を、「学名」については当該水産物の学名を記載すること

４．「⑤コンテナ番号」及び「⑥シール番号」については、航空便の場合、「⑤コンテナ番号」の欄に航空貨物運送状（AWB）番号を記載し、「⑥シール番号」の欄には＊＊＊と記載すること。

（別紙様式４）

年　　月　　日

証明書発行機関長　殿

　　　　　　　　　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　　 　住所

　　　　　　　　　　　　　　 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出活水産物証明書発行申請の取消願

「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」に基づき、下記の輸出活水産物について、証明書発行申請の取消しを申し出ます。

記

　①　一般名及び学名

　②　生産地域

　③　生産分類

　　□養殖

　　　養殖場の名称

　　　住所

　　　登録番号

　　□天然

　　　漁獲地域

　　　漁船名及び漁船番号

　④　輸送方法、船名、フライト情報等

　⑤　コンテナ番号

　⑥　シール番号

　⑦　輸出者名及び住所

　⑧　輸入者及び住所

　⑨　数量及び重量

　⑩　生産日

　⑪　輸出地

　⑫　輸入地

（別紙様式５）

年　　　月　　　日

証明書発行機関長　殿

　　　　　　　　　　　　　 申請者

　　　　　　　　　　　　　 　住所

　　　　　　　　　　　　　 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

中国向け輸出活水産物の目視検査実施報告書

　中国向け輸出活水産物の輸出に当たり、中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱に基づき、下記のとおり目視検査を実施し問題がないことを確認しましたので報告します。

記

１．輸出活水産物の品名

２．輸出予定年月日

３．輸出者名

４．確認者氏名

５．目視検査実施日

６．目視検査確認内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判定基準 | 確認者署名※ |
| 外観 | （魚類の場合）  目に見える潰瘍等の病気の伝染による異変が認められないこと。 |  |
| （貝類等の場合）  目に見える軟体部の萎縮等の病気の伝染による異変が認められないこと。  （甲殻類の場合）  目に見える白斑等の病気の伝染による異変が認められないこと。 |  |
| 行動 | （魚類の場合）  異常な遊泳が認められないこと。 |  |
| （貝類等の場合）  活きていることが分かること。 |  |
| （甲殻類の場合）  異常な遊泳が認められないこと。 |  |
| その他 | 貨物には、証明書に記されていない種の活水産物が含まれないこと。 |  |

※該当する品目の確認者署名欄に署名するとともに、その他の確認者署名欄に（－）を記載すること。

（別紙様式６）

水揚証明書（例\_参考）

（販売先）　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

代表者　●●漁業協同組合

代表理事組合長●●●● 印

　　貴者が中国向け輸出用として買受する●●●●（魚種名）は、下記のとおり当漁業協同組合で水揚げ販売されたものであることを証明します。

記

１ 魚　　　種　　　●●●●

２ 水　揚　日　　　令和●年●月●日～令和●年●月●日

３ 水揚水域　　　青森県○○市町村沖（養殖の場合は登録番号）

※漁業法の規定が適用される水面で営まれる養殖業の場合、漁業法に基づく区画漁業の免許の写しを添付

※漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業の場合、内水面漁業の振興に関する法律に基づく指定養殖業の許可証又は届出養殖業の届出の写しを添付

４ 水揚港　　　●●漁港

５ 漁獲方法　　　定置網（垂下式養殖）

（又は養殖方法）

６ 販売数量　　　●●●㎏

７ 販売日　　　令和●年●月●日